

改正後	改正前	備考																																																	
別紙2 (略)	<p>別紙2</p> <p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">子育て支援対策事業費補助金調書</p> <p>(元号) 年度 (市町村名)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">歳出予算科目</th> <th rowspan="2">交付決定の額</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="2">北 海 道</th> <th colspan="2">市</th> <th colspan="2">町</th> <th colspan="2">村</th> <th rowspan="2">出</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>科目</th> <th>予算現額</th> <th>収入済額</th> <th>科目</th> <th>予算現額</th> <th>うち道費補助金相当額</th> <th>支出済額</th> <th>うち道費補助金相当額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち道費補助金相当額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(作成要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 「北海道」の「交付決定の額」は、交付指令書の補助金の額の区分に応じて記入すること。 「市町村」の「科目」は、歳入にあっては、款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。 補助事業の市町村の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、市町村の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に道費補助金額を内書()をもって付記すること。 	歳出予算科目	交付決定の額	補助率	北 海 道		市		町		村		出	備 考	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち道費補助金相当額	支出済額	うち道費補助金相当額	翌年度繰越額	うち道費補助金相当額		円			円	円		円	円	円	円	円															
歳出予算科目	交付決定の額				補助率	北 海 道		市		町		村			出	備 考																																			
		科目	予算現額	収入済額		科目	予算現額	うち道費補助金相当額	支出済額	うち道費補助金相当額	翌年度繰越額	うち道費補助金相当額																																							
	円			円	円		円	円	円	円	円																																								

改正後	改正前	備考												
別紙3 (略)	<p>別紙3</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>〇〇総合振興局（振興局）長 様</p> <p style="text-align: right;">補助事業者等 （団体等名及び代表者氏名印） 印</p> <p>補助金に係る消費税等仕入控除税額について （元号） 年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた子育て支援対策事業について、同指令条件第 項の規定に基づき、次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="0"> <tr> <td>1 補助金の確定額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>4 要補助金返還相当額（3－2）</td> <td style="text-align: right;">金</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・消費税確定申告書付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・3の金額の内訳を記載した書面（別紙3の別紙） ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセント以下であることを確認できる資料</p> <p>5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載 [] （注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。</p> <p>6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載 []</p> <p>（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。 ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの） ・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が5パーセントを超えることを確認できる資料</p> <p>注 間接補助事業等の場合にあっては、集計表（各事業実施主体ごとの1から6までの事項を記載した書面及び別紙3の別紙）を添付すること。</p>	1 補助金の確定額	金	円	2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円	3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円	4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円	
1 補助金の確定額	金	円												
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円												
3 消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額	金	円												
4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円												

改正後

改正前

備考

別紙3の別紙 (略)

別紙3の別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等 _____

課税売上割合95%以上

個別対応方式

一括比例配分方式

課税売上割合 %

区分	補助対象 経費 ①	①の内訳		②のうち 消費税等 相当額 ③	③の内訳			仕入控除 税額 ⑥	補助率等 ⑧	補助金に係 る消費税等 仕入控除税額 ⑦×⑧
		課税対象 ②	非課税		課税売上 対応 ④	共通売上 対応 ⑤	非課税 売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計								⑦		

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。 また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。 ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担率等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。 また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人。 <u>ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</u></p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">保育所緊急整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第56条の8に規定する公私連携型保育所を含み、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項に基づく認定を受けることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分を含む。以下同じ。）、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（同法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。）において児童福祉施設としての保育を実施する部分の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、市町村負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。 また、地域の余裕スペースを活用した保育所の分園等の設置促進を図る。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所及び認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分（地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する場合を含む。）</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者に限る。）、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整</p>

備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。

カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）

ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条

備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア （略）

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を本体工事の補助基準額に加算。

ウ （略）

エ （略）

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。

カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ （略）

ク （略）

備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

（イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。

その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする。

ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算

エ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に1施設あたり24,400千円を別途加算。ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。

カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる保育所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算

キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）

第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

コ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(注) 財政上の特別措置

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。)

(2)(1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）

カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

ケ (略)

コ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② (略)

③ (略)

(2)(1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「保育所緊急整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

ケ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

(新設)

② 負担割合

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築

(注：増改築のうち、改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。)

(2)(1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設整備工事のみが対象）

カ 対象となる保育所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

(新設)

て実施される事業に係る分)」の基準額を適用

② 補助率

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合			
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用

② 負担割合

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			
<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項</u>	<u>2/3</u>	<u>1/12</u>	<u>1/4</u>

③ (略)

4 (略)

② 負担割合

国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。）			

③ 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用

土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用 (工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のため の一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合 に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費(改 築・増改築・大規模修繕 等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、 仮施設整備工事費のみ対 象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生(支)局と事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用 (工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のため の一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合 に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費(改 築・増改築・大規模修繕 等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、 仮施設整備工事費のみ対 象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用 (工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のため の一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合 に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮 施設整備工事費(改 築・増改築・大規模修繕 等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、 仮施設整備工事費のみ対 象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備 に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舎に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。

(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添1の2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）。この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合 （イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 補助基準額・負担割合等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合 （イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">小規模保育整備事業</p> <p>1 事業の目的 待機児童解消のさらなる促進のため、小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 小規模保育事業所の新設、修理、改造、整備を実施する（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）。この際に、市町村負担の軽減や、小規模保育事業所の設置を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村や都市部について、追加的財政措置を講じる。</p> <p>(2) 整備対象施設 児童福祉法第6条の3第10項に規定する施設</p> <p>(3) 事業の実施主体 市町村</p> <p>(4) 整備対象施設の設置主体（事業者） 市町村又は市町村が適当と認めた者</p> <p>(5) 事業の実施期限 令和7年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合等 (1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1, 2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。ただし、公立小規模保育事業所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。</p> <p>また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。</p> <p>（ア）年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合 （イ）出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数</p>

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉
 (ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数
 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入
 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額
 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。
 ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）
 ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用
 イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算の**基準額**を本体工事の補助基準額に加算。
 ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算
 エ 開設準備費加算
 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算
 オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に基準額表に掲げる単価を別途加算。
 カ 平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算
 キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
 ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設置工事費が対象
 ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算
 コ 財政上の特別措置
 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 補助率
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4
 (注) 財政上の特別措置

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉
 (ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数
 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入
 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額
 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。
 ア (略)
 イ (略)
 ウ (略)
 エ (略)
 オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に**基準額表に掲げる単価**を別途加算。
 カ **平成28年4月7日雇児発第0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体**が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算
 キ (略)
 ク (略)
 ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算
コ 財政上の特別措置
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② (略)

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
 〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉
 (ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数
 当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入
 当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、道が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

① 補助基準額
 別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。
 ア 本体工事については、定員規模による定額（「標準」単価）
 ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用
 イ 地域の余裕スペースを活用する場合は、地域の余裕スペース活用促進加算として3,630千円を本体工事の補助基準額に加算。ただし、平成28年4月7日雇児発0407第2号「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、当該緊急対策に参加する自治体（以下「緊急対策参加自治体」という。）は15,480千円を本体工事の補助基準額に加算。
 その際、都市部については、地域の余裕スペース活用促進加算を3,970千円とする。ただし、緊急対策参加自治体は17,030千円とする
 ウ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く）の5%を別途加算
 エ 開設準備費加算
 基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算
 オ 土地借料補助加算として、総事業費とは別に**1施設あたり24,400千円**を別途加算。**ただし、緊急対策参加自治体は47,700千円を別途加算。**
 カ 緊急対策参加自治体が、定期借地権契約により土地を確保する場合については定期借地権設定のための一時金加算として、対象となる小規模保育事業所が所在する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の2分の1を別途加算
 キ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用
 ク 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設置工事費が対象
 ケ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

② 負担割合
 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

次の表の①に掲げる場合は、上記に関わらず②の補助率を適用することができる。

① 区 分	②補助率		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8

③ 補助対象事業（整備区分）
創設、増築、増改築

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設置整備工事のみが対象）

カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和	5.5/10	1/4	1/5

③ (略)

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

キ 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「小規模保育整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

② 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	3/4	1/8	1/8
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持	5.5/10	1/4	1/5

③ 補助対象事業（整備区分）
創設、増築、増改築

(2) (1) 以外の場合

① 補助基準額

基準額表により算出する。

ア 定員規模による定額（「標準」単価）

ただし、都市部については、割増単価（「都市部」単価）を適用

イ 設計料加算として、本体工事費に係る基準額（開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の5%を別途加算

ウ 開設準備費加算

基準額表に掲げる単価に増加定員数を乗じた額を加算

エ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

オ 改築、増改築、大規模修繕等の場合には、解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費が対象（ただし、大規模修繕等については、仮施設設置整備工事のみが対象）

カ 対象となる小規模保育事業所が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

② 負担割合

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

※ ただし、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備の場合は、(1)に該当する市町村についても(2)の対象とし、負担割合を1/2とする。

(注) 財政上の特別措置

次の表の①欄に掲げる場合は、上記に関わらず②欄の負担割合を適用することができる。

① 区 分	②負担割合		
	国	市町村	事業者
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合	5.5/10	1/4	1/5
山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の			

3年法律第19号)第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合			
山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))			
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項	2/3	1/12	1/4

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(5(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用(工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合			
山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))			
<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号)第11条第1項</u>	<u>2/3</u>	<u>1/12</u>	<u>1/4</u>

③ (略)

4 (略)

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

① 土地の買収又は整地に関する費用

規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))			
--	--	--	--

③ 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費(5(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
設計料加算	事業を行うにあたり必要な設計費
開設準備費加算	保育所の開設準備に必要な費用
土地借料補助加算	新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用(工事着工日までの費用含む)
定期借地権設定のための一時金加算	定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象) ※ 大規模修繕等については、仮施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

① 土地の買収又は整地に関する費用

<p>① 土地の買収又は整地に関する費用</p> <p>② 職員の宿舎に要する費用</p> <p>③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p> <p>(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p>	<p>② 職員の宿舎に要する費用</p> <p>③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。</p>	<p>② 職員の宿舎に要する費用</p> <p>③ その他施設整備費として適当と認められない費用</p> <p>(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。</p> <p>(3) 本事業により施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p>
--	---	--

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添8</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。 (2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分<文部科学省関係> ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分<文部科学省関係> ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）<こども家庭庁関係> ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（令和5年9月19日付こ成保第111号）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<こども家庭庁関係> (3) 事業の実施主体 市町村 (4) 施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。） ② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ③ 2（2）③の場合 社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人 ただし、2（4）①から④において、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。 (5) 事業の実施期限 <こども家庭庁関係> 令和7年3月31日とする。 <文部科学省関係> 令和6年3月31日とする。</p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 事業の目的 （略）</p> <p>2 事業の内容 (1)（略） (2)（略） ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分<文部科学省関係> ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分<文部科学省関係> ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）<こども家庭庁関係> ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（<u>令和5年9月19日付こ成保第111号</u>）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<こども家庭庁関係> (3)（略） (4) 施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。） ② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ③ 2（2）③の場合 社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人 <u>ただし、2（4）①から④において、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が1.0未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。</u> (5) 事業の実施期限 <こども家庭庁関係> 令和7年3月31日とする。 <文部科学省関係> 令和6年3月31日とする。</p>	<p>別添3</p> <p style="text-align: center;">認定こども園整備事業</p> <p>1 事業の目的 幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、又は保育所型認定こども園の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の新設、修理、改造を実施する。 (2) 整備対象施設 ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分<文部科学省関係> ② 認定こども園法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分<文部科学省関係> ③ 認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（幼稚園と保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）<厚生労働省関係> ④ 子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について（<u>平成27年4月13日雇児発第0413第36号</u>）の別添2「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」の要件を満たし、長時間預かり保育又は3歳未満児の保育、若しくは長時間預かり保育と3歳未満児の保育の両方を実施する私立幼稚園<厚生労働省関係> (3) 事業の実施主体 市町村 (4) 施設の設置主体（事業者） ① 2（2）①の場合 学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。） ② 2（2）②の場合 学校法人又は社会福祉法人（保育所型認定こども園を構成する保育所の設置者と同一の社会福祉法人が当該幼稚園機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ③ 2（2）③の場合 社会福祉法人又は学校法人（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。） ④ 2（2）④の場合 学校法人又は社会福祉法人 (5) 事業の実施期限 <厚生労働省関係> 令和7年3月31日とする。 <文部科学省関係> 令和5年3月31日とする。</p>

3 補助基準額・負担割合等

(1) 補助基準額

2 (2) ①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

(注) 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

2 (2) ④の事業

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

(2) 補助率

2 (2) ①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

2 (2) ④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、就学前教育・保育施設整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

(ア) 年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

(i) 出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

3 補助基準額・負担割合等

(1) 補助基準額

2 (2) ①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

(注) 財政上の特別措置

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「認定こども園整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用する。

2 (2) (略)

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

(2) 負担割合

2 (2) ①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

2 (2) ④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、就学前教育・保育施設整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

(ア) 年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

(i) 出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

3 補助基準額・負担割合等

(1) 補助基準額

2 (2) ①～③の事業

別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

2 (2) ④の事業

改修費等補助 1施設当たり 2,200万円

(2) 負担割合

2 (2) ①～④の事業

国1/2、市町村1/4、事業者1/4

2 (2) ④の事業のうち、以下の要件（※）を満たす事業

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、公立保育所等の民営化の一環として行われる施設整備事業については、上記の要件に加え、民営化後の利用定員総数が民営化前よりも増加する施設整備事業のみを補助率の嵩上げの対象とする。

また、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

(ア) 年度途中に待機児童が発生する見込みがある場合

(i) 出生後、年度途中に保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉×
〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

(ii) 年度途中に育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

(イ) 隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

(3) 補助対象事業（整備区分）

2(2)①～③の事業
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

2(2)④の事業
改修費等補助

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

① 土地の買収又は整地に関する費用
② 職員の宿舎に要する費用
③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2(2)①～③の事業

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。
ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業

(注)「財政力指数」は、都道府県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3か年平均により算出された財政力指数とする。

4 (略)

5 留意事項

(1) (略)

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2(2)①～③の事業

① (略)

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。
ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

③ (略)

④ (略)

(3) 補助対象事業（整備区分）

2(2)①～③の事業
創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等

2(2)④の事業
改修費等補助

4 対象経費

種 目	対 象 経 費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5（1）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
設計料	事業を行うにあたり必要な設計費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・増改築・大規模修繕等の場合が対象） ※ 大規模修繕等については、仮設施設整備工事費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
改修費等補助	施設の改修等に必要な費用

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

① 土地の買収又は整地に関する費用
② 職員の宿舎に要する費用
③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を助成金を交付する場合の条件とする。

2(2)①～③の事業

① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園のいずれかであること。

② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けること。
ただし、令和4年度末までに上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として補助額の返還を命ずること。

③ 幼保連携型認定こども園の認可保育所部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所緊急整備事業（別添1）の規定に基づき整備を行うこと。

④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園

<p>(別添1)の規定に基づき整備を行うこと。</p> <p>④ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。</p> <p>⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和39年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官又は文部科学大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p> <p>2(2)④の事業</p> <p>幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(3)財産処分について</p> <p>① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、文部科学省と事前に相談すること。</p> <p>② この事業により施設整備を行う際に、過去にこども家庭庁所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、こども家庭庁又は各地方厚生局若しくは地方厚生(支)局と事前に相談すること。</p>	<p>⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和39年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、<u>こども家庭庁長官又は文部科学大臣</u>が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p> <p>2(2)④の事業</p> <p>(略)</p> <p>(3)財産処分について</p> <p>① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総務部<u>教育・法人局</u>学事課に事前に相談すること。</p> <p>② この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>こども家庭庁</u>所管補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>令和5年6月15日こ成事第331号・こ支虐第69号</u>「<u>こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課と事前に相談すること。</p>	<p>部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。</p> <p>⑤ 本事業により保育所機能部分について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和39年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、文部科学大臣 <u>又は厚生労働大臣</u>が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。</p> <p>2(2)④の事業</p> <p>幼稚園が本事業を実施し、事業開始後5年以内に幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助額の返還を命ずることができるものとする。</p> <p>(3)財産処分について</p> <p>① この事業により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金(私立幼稚園施設整備費)に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総務部法人局学事課に事前に相談すること。</p> <p>② この事業により施設整備を行う際に、過去に<u>厚生労働省</u>所管<u>一般会計</u>補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、<u>平成20年4月17日雇児発第0417001号</u>「<u>厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について</u>」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課に事前に相談すること。</p>
--	---	--

国安心こども基金管理運営要領（令和5年12月1日改正）	道要綱改正後	道要綱改正前
<p>別添28</p> <p style="text-align: center;">幼児教育・保育無償化円滑化事業</p> <p>1 事業の目的 都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 以下の①及び②に要する経費に充てるため、都道府県及び市町村に対して交付する。 ① 令和2年度における幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に充てるため、都道府県及び市町村に対して交付する。 ② 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号）の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」（以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。）の3の（4）に定める事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 事業の実施主体 都道府県及び市町村とする。</p> <p>(3) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合 (1) 補助基準額 都道府県知事が必要と認めた額</p> <p>(2) 補助率 定額</p> <p>4 対象経費 (1) 2の（1）の①の場合 都道府県及び市町村における幼児教育・保育の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）</p> <p>(2) 2の（1）のイの場合 参入促進・能力活用事業実施要綱の3の（4）に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、委託費、負担金</p>	<p>別添4（略）</p>	<p>別添4</p> <p style="text-align: center;">幼児教育・保育無償化円滑化事業</p> <p>1 事業の目的 市町村が幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費に対し補助することにより、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。</p> <p>2 事業の内容 (1) 事業内容 以下のア及びイに要する経費に充てるため、市町村に対して交付する。 ア 令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費</p> <p>イ 「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号・27文科初第239号・雇児発0717第6号）の別紙「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」（以下「参入促進・能力活用事業実施要綱」という。）の3の（4）に定める事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 事業の実施主体 市町村とする。</p> <p>(3) 事業の実施期限 令和6年3月31日とする。</p> <p>3 補助基準額・負担割合 (1) 補助基準額 知事が必要と認めた額</p> <p>(2) 補助率 10分の10以内</p> <p>4 対象経費 (1) 2の（1）のアの場合 市町村における認可外保育施設の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）</p> <p>(2) 2の（1）のイの場合 参入促進・能力活用事業実施要綱の3の（4）に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、委託費、負担金</p>